令和７年　月　日

参加表明書兼守秘義務誓約書

|  |  |
| --- | --- |
| 所 在 地 |  |
| 会 社 名 |  |
| 担当者名 |  | 部 署 名 |  |
| Tel |  | Mail |  |

当社は、今般、大阪市（以下「市」という。）から、令和７年４月７日付で公表された「次期水道料金等オンラインシステムに係る情報提供依頼実施要領」（以下「本実施要領」という。）に基づく、次期水道料金等オンラインシステムに係る情提供依頼への参加を目的（以下「本目的」という。）として、本実施要領に係る参加表明書兼守秘義務誓約書を提出した者にのみ貸与される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の貸与を受けることを希望します。

なお、守秘義務対象資料の貸与を受けるにあたっては、次の事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受けるものであり、本目的以外のために当該資料を利用しません。

２　当社は、本書に記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を、市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するために必要な範囲及び方法で、他の者に対して、守秘義務対象資料の全部又は一部を貸与することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を貸与した者に対して、本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者が当該義務に違反した場合は、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、市から貸与を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合を除き、第三者に対して貸与しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により貸与の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、市から貸与を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市の業務上重要な情報であり、守秘義務対象資料が第三者に貸与された場合は、市の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を善良な管理者として注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第６条第1項に従った守秘義務対象資料の破棄の前後を問わず存続するものとします。

第５条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害に対して賠償することを約束します。

第６条（守秘義務対象資料の破棄等）

１　守秘義務対象資料（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますが、これらに限りません。）は、市から要請された場合、情報提供依頼が完了した場合及び守秘義務対象資料を保有する必要が無くなった場合は、当社の責任において遅滞なく、適切に破棄又は消去することを約束します。

２　前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により、社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ、不可分一体となっている場合、及び法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

第７条（その他）

本書に定めのない事項又は本書に定めた各条項に疑義が生じた場合は、当社は市と協議のうえ、誠意をもって解決することを約束します。